

## 令和5年度水質監視結果総括表

### 水質管理目標設定項目（原水）

No.	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L以下)	検出範囲 (mg/L)	検出地点 割合	目標超過 地点割合
1	アンチモン及びその化合物	0.02	<0.001~<0.002	0/26	0/26
2	ウラン及びその化合物	0.002（暫定）	<0.0002~<0.0004	2/26	0/26
3	ニッケル及びその化合物	0.02	<0.001~<0.002	1/26	0/26
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0002~<0.0004	0/26	0/26
8	トルエン	0.4	<0.0002~<0.04	0/26	0/26
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08	<0.005~<0.008	0/26	0/26
15	農薬類	検査した40項目の農薬類で目標値以下			
17	硬度	10以上100以下	15~150	—	2/26
18	マンガン及びその化合物	0.01	<0.001~0.063	8/26	6/26
19	遊離炭酸	20	<0.3~19	23/26	0/26
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	<0.0002~<0.03	1/26	0/26
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	<0.0002~<0.002	0/26	0/26
22	過マンガン酸カリウム消費量	3	<0.2~5.1	19/26	5/26
23	臭気強度（TON）	3	<1~7	6/26	2/26
24	蒸発残留物	30以上200以下	33~220	—	1/26
25	濁度	1	<0.1~4.2	11/26	6/26
26	pH値	7.5程度	6.73~8.10	—	—
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	-2.4~-0.1	—	—
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.0002~<0.01	1/26	0/26
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	<0.005~1.24	8/26	3/26
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノ酸（PFOA）	0.00005（暫定）	<0.000005~0.000006	2/26	0/26

### 水質管理目標設定項目（浄水）

No.	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L以下)	検出範囲 (mg/L)	検出地点 割合	目標超過 地点割合
10	亜塩素酸	0.6	<0.05~<0.06	0/26	0/26
13	ジクロロアセトニトリル	0.01（暫定）	<0.001~<0.001	1/26	0/26
14	抱水クロラール	0.02（暫定）	<0.001~<0.004	3/26	0/26

- ・ 計画に基づく監視地点（26地点）において実施した。
- ・ 目標値は浄水に適用されるが、水質監視の目的から原水で検査した。
- ・ No. は厚生労働省健康局長通知（H15.10.10付け健発第1010004号）における水質管理目標設定項目の番号。
- ・ No. 12二酸化塩素は消毒剤としての使用がないので未実施。
- ・ No. 16残留塩素は毎日検査で実施しているため、水質監視としては未実施。
- ・ No. 28従属栄養細菌は浄水施設の健全性を判断する指標であるため未実施。
- ・ 検査結果については、浄水処理等の工程管理に活用され、給水栓においては水質基準を満たす安全な水が供給されている。